

服装・頭髪、靴下・靴の規定

3年後の進路活動においても、適切なものを中学校生活における身だしなみの基準としている。

1 頭髪

- ・清潔さを保ち、学習活動しやすい髪形にする
(短髪の場合)
- ・前—眉の上 横—耳にかからない 後—襟にかからない
(長髪の場合)
- ・前—目にふれないようにする
前髪をとめる(くくる)場合はとめた髪が立たないようアメピンでとめる
横・後—髪をくくる場合は後頭部よりも下でくくる
※肩に髪の毛がかかる場合はくくること。
※髪止めはゴム(黒・紺・茶)とアメピン(黒)とする。
※特に病気、怪我等に基づく理由以外の加工、並びに装飾は認めない。
(パーマ、染髪、脱色、整髪料は不可とする。)

2 服装

- ・標準服認証マークの入った標準服を着用する。
- ・標準服の下には下着を着用する。(白、黒、紺、茶、灰色とする)

ブレザー

- ・冬期—上衣は指定のブレザー、中に白色の指定カッターシャツとネクタイを着用する。
ズボンは指定のスラックス裾折り返し付。
スカートはヒダスカートを着用。(長さは膝が隠れる程度)
- ・夏期—上衣は紺色の指定ポロシャツを着用。
ズボンは指定のスラックス裾折り返し付。
スカートはヒダスカートを着用。(長さは膝が隠れる程度)
※防寒用のセーターは学校指定(灰色、紺色)のものに限る。
※冬期・夏期ともにズボンにはベルトを着用する。
(ベルトは黒・紺・茶系の派手でないものとする。)
- ※変形服の着用や標準服を極端に着崩した状態(ズボンを下げる、スカートを短く巻き上げるなど)は認めない。
- ※下着、防寒用として着用するインナーウェアなどは標準服の外に出したり、襟もとから見せないようにすること。
- ※ウインドブレーカー(学校指定)及びマフラー・手袋の着用は12月～3月まで(ただし天候により調整期間を設ける)とし、登下校中は着用を認める。

3 靴下

- ・白または黒を基調とするスクールソックスのみ。(ワンポイントは可)
(くるぶしが隠れ、ひざ下までのハイソックス可)
- ・防寒具着用期間のみ、タイツ(レギンス)着用可(黒色、無地で肌が透けないもの)
ただし、保健体育時は脱いで授業を受けること

4 靴

- ・白または白・黒・グレーを基調とするローカットシューズのみ。ハイカットの靴は認めない。
靴紐は靴の色に準ずる。

運動部活動で使用するものについては、部活動のルールに従うこと。
委細別途定める。

5 その他

- ・ブレザーの名札は左胸にクリップでつける。
- ・生徒手帳は必ず左胸ポケットに所持すること。
- ・通学カバンは本校指定のサブバック(布製リュック)を必ず使用すること。
- ・カバンや名札に落書きなどをしない。